

令和2年5月6日

保護者の皆様へ

柏原市健康福祉部こども育成課

保育所（園）、認定こども園等の特別保育への移行について

平素は、本市教育・保育行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス対策について、本市では、国や大阪府の要請に基づき、これまで保育所（園）等は原則開所としたうえで、家庭での保育をお願いしましたところ、皆様にご協力をいただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。

こうした中、感染拡大が終息しないことを受け、緊急事態宣言が5月31日まで延長されましたことから、本市保育施設における感染拡大防止をより一層徹底する必要があると考え、この度、児童を限定して受け入れる「特別保育」を実施することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、お手数をおかけし、また、これまで以上にご不便をおかけいたしますが、お子様やご家族はもとより市民の皆様の命と健康を守るため、何卒ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 実施期間

令和2年5月11日（月）から5月31日（日）まで

※5月31日以降も延長する場合がありますので、ご了承ください。

2. 特別保育を提供する児童

保護者が次のいずれかに該当し、家庭において保育する者がいない児童

①社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方

- ・医療施設・生活必需品販売・交通機関・運輸・金融・インフラ
- ・官公署 等

②社会福祉施設等で就業されている方

- ・保育所・放課後児童会・介護 等

③上記①②には該当しないが、どうしても仕事を休むことが困難である等、やむを得ない事情で家庭での保育ができない方

※反対に、上記①②に該当する場合であっても、在宅勤務が可能な場合や、勤務先が休業中等で家庭において保育が可能な方は除きます。

3. 特別保育の利用方法

特別保育を利用される初日に、「特別保育申出書」を各施設にご提出ください。

対象になるかどうかなど、ご不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

なお、保育料につきましては、4月と同様に欠席日数に応じて還付いたします。

【連絡先】健康福祉部こども育成課保育幼稚園係
TEL：072-972-1581（直通）